

令和3年（2021年）3月1日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における緊急事態宣言解除に伴う対応について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、国において大阪府に対し発令されている緊急事態宣言が解除となりました。このことを受け、緊急事態宣言解除に伴う本市の学校教育活動について、下記の通り対応することとしましたので、お知らせいたします。

保護者の皆様方には、これまでも感染拡大防止について多大なご協力をいただき感謝申し上げます。緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの感染が収束したわけではありません。今後とも、子どもたちの健やかな学びを保障するため、ご家庭における感染拡大防止について、一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言の解除

令和3年（2021年）2月26日（金）

2. 3月1日（月）以降の学校教育活動及び主な対応について

学校においては、引き続き、感染拡大防止対策を徹底しながら学校教育活動を行います。
学校教育活動における主な対応については、1月14日付で配布いたしました「豊中市立小中学校における緊急事態宣言下の対応について」に基づくものとします。

なお、中学校のクラブ活動については、次項3.のとおり、これまでの対応を一部変更します。

3. 中学校におけるクラブ活動について

クラブ活動については、これまで土日祝の活動に一定の制限を設けていましたが、通常通りの活動を行います。他校との練習試合や合同練習等も可能としますが、公式戦等については、引き続き、各主催団体の判断に委ねることとします。

クラブ活動の実施にあたっては、活動中はもとより、更衣や食事をする際等において、3密を避ける等、感染拡大防止対策を徹底します。

4. 放課後こどもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

5. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 学校において感染者の出現が増えることにより、感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。